

○ 盛岡市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線部分は変更部分）

変更後					変更前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略) (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (83P)					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略) (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (83P)				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 市道岩手公園開運橋線整備事業 [内容] ①歩道拡幅として 560m 区間を整備 ②現況歩道幅員 2.0m を 3.0m に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 [実施時期] 平成 21～24 年度	盛岡市	本事業は、盛岡城跡公園周辺を市街地活性化の拠点とするために、歩道拡幅や電柱類地中化の整備事業である。盛岡城跡公園へのアクセス向上や歩道拡幅による歩行者の安全確保等により、回遊性が高まるため、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	[支援措置] まちづくり交付金 [実施時期] 平成 21～24 年度	盛岡城跡公園周辺地区	[事業名] 市道岩手公園開運橋線整備事業 [内容] ①歩道拡幅として 560m 区間を整備 ②現況歩道幅員 2.0m を 3.0m に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 [実施時期] 平成 22～24 年度	盛岡市	本事業は、盛岡城跡公園周辺を市街地活性化の拠点とするために、歩道拡幅や電柱類地中化の整備事業である。盛岡城跡公園へのアクセス向上や歩道拡幅による歩行者の安全確保等により、回遊性が高まるため、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	[支援措置] まちづくり交付金 [実施時期] 平成 22～24 年度	盛岡城跡公園周辺地区
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略) (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略) (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略) (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (90P～91P)					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略) (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略) (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略) (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (90P～91P)				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 盛岡城跡保存整備事業 [内容] ●盛岡城跡保存管理計画策定 [実施期間] 平成 21～22 年度	盛岡市	史跡管理上、指定地内の公園・境内地及び商業地の現状変更等の取扱いや今後の整備事業の指針となる保存管理計画が急がれているため、本事業は将来的に「盛岡城跡を中心としたまちづくりビジョン」に呼応した事業計画の策定を目指すものである。 このことから本事業は、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	[支援措置] 史跡等保存管理計画等策定費 [実施期間] 平成 21～22 年度		[事業名] 盛岡城跡保存整備事業 [内容] ●盛岡城跡保存管理計画策定 [実施期間] 平成 21～22 年度	盛岡市・盛岡市教育委員会	史跡管理上、指定地内の公園・境内地及び商業地の現状変更等の取扱いや今後の整備事業の指針となる保存管理計画が急がれているため、本事業は将来的に「盛岡城跡を中心としたまちづくりビジョン」に呼応した事業計画の策定を目指すものである。 このことから本事業は、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である	[支援措置] 史跡等保存管理計画等策定費 [実施期間] 平成 21～22 年度	